

平成23年 6月17日

本県産ムラサキイガイの毒化に伴う採捕及び販売等の規制解除並びに
トゲクリガニ及びイシガニに係る自粛要請の解除について

保健福祉部食品生活衛生課
農林水産部水産課

本県産ムラサキイガイについては、麻痺性貝毒による毒化に伴い、平成23年4月7日から採捕及び販売等の規制を行ってきたところですが、このたび、下記のとおり規制解除の基準（3回連続して規制値を下回る。）に達したため、本日をもって、この規制を解除しましたのでお知らせします。

また、ムラサキイガイを捕食するトゲクリガニ及びイシガニについても、毒化の可能性がなくなったため、採捕及び販売等の自粛要請を解除しましたのでお知らせします。

記

- 1 貝毒の種類 麻痺性貝毒
- 2 ムラサキイガイの検査結果

採捕年月日	麻痺性貝毒 (規制値：4 MU/g)	規制海域
平成23年5月16日	1. 8 MU/g 未満	福島県下一円
平成23年5月31日	1. 8 MU/g 未満	
平成23年6月13日	1. 8 MU/g 未満	

(検出下限値：麻痺性貝毒 1. 8 MU/g)

※ 1 MU (マウスユニット) / g とは、体重 20 g のマウスを 15 分で致死させる毒量をいう。

- 3 検査機関 福島県衛生研究所
- 4 規制(自粛)年月日 平成23年4月 7日
- 5 解除年月日 平成23年6月17日